

[事案 21-16] 災害死亡保険金請求

- ・平成 21 年 5 月 22 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 10 月 27 日 裁定打ち切り

< 事案の概要 >

夫の転落死は、重過失のない不慮の事故によるものであり、災害死亡保険金を支払ってほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 20 年 8 月、夫は、自宅マンション 5 階のベランダで窓ガラスと網戸を清掃中、背の届かない箇所を拭こうと、ベランダに設置してあるエアコンの室外機に上り、高い壁なども清掃中に誤って地上に転落し死亡した。

保険金を請求したところ、普通死亡保険金は支払われたが、重大な過失があるとの理由で災害死亡保険金が支払われないが、下記理由により納得出来ないので、災害死亡保険金を支払ってほしい。

- (1) 夫は折しも連日の霧雨と、室外機の足の留め具が壊れていたため、余計に滑りやすく均整が失われたために誤ってベランダから転落したものである。
- (2) 室外機に上って清掃したことについて、主人の不注意は認めるが、手の届かない箇所を清掃するために室外機に上って清掃したことが、故意または重大な過失とは思えない。
- (3) 他生保会社からは災害死亡保険金が支払われている。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、災害死亡保険金を支払ってほしいという請求に応ずることは出来ない。

- (1) 本件転落は被保険者の意思に基づくものであり、偶然の事故であったとは認めることは出来ず、「(災害死亡保険金の)支払対象となる不慮の事故」に該当しないと考える。
- (2) 仮に本件転落が「支払対象となる不慮の事故」に該当するとしても、エアコンの室外機に乗ること自体がバランスを崩した場合に転落が発生することが通常予見出来る等、状況を総合的に判断すると、「被保険者の重大な過失」に該当し、災害死亡保険金の免責事由に該当すると考える。
- (3) 仮に、本件事故当時、精神病、睡眠導入剤の影響等により、被保険者が一時的に心神喪失の状態に陥り、危険予見・回避能力を欠いたとしても、本件事故は「精神障害を原因とする事故」に該当し、災害死亡保険金の免責事由に該当すると考える。

< 参考 > 災害死亡保険金の免責事由

保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失
被保険者の犯罪行為
被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
被保険者の薬物依存
戦争その他の変乱、地震、噴火または津波。ただし、その程度によっては保険金、給付金の全額または一部を受け取れる場合がある など

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社提出の書類にもとづき、災害死亡保険金の支払対象となる「不慮の事故」に当たるか、被保険者に重大な過失がなかったか、精神障害を原因とする事故に当たらないかについて慎重に検討したが、提出資料からは、被保険者の死亡原因が被保険者の意思に基づくものなのか、申立人の主張するように、被保険

者が窓ガラスと網戸を清掃中にエアコンの上に登り誤って転落したのか、被保険者の事故当時の精神状態がどうであったのか等の事実を認定することが出来ず、これらを判断するためには、より詳細な現場の状況、事故当時の被保険者の行動や精神状態等を調査・検討することが必要であった。

しかし、当審査会は裁判外紛争解決機関であり、証人を尋問する権限や第三者に記録の提出を求める権限もなく、専門家に鑑定を嘱託する手続きも存在しないことから、本件は当審査会が担当するよりも裁判手続きにおいて解決することが妥当と思料し、生命保険相談所規程第 38 条 1 項(4)により、裁定打切り通知にて理由を明らかにして、裁定手続きを打ち切ることとした。